

各県立学校長 様

教 育 長

令和3年10月16日以降の県立学校の部活動について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除後の部活動の取扱いについては、令和3年9月28日付教高指第1470号「緊急事態宣言後の県立学校の対応について」により、段階的な活動に取り組んでいただいているところです。

10月16日（土）以降については、現在の感染状況等を踏まえ、別添、資料1及び2のとおりとします。引き続き、新型コロナウイルス感染症及び事故防止について、対策を徹底した上で活動をお願いします。

これに伴い、これまでの新型コロナウイルス感染症に係る部活動の対応に関する通知は廃止します。

また、今後の感染状況に変化が生じた場合は、対応を変更することがあります。

なお、後日『県立学校版 新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン～令和3年度～』を修正することを申し添えます。

**【運動部に関すること】**

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

**【文化部に関すること】**

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

**【特別支援学校に関すること】**

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

**【感染防止対策に関すること】**

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963